

平成 24 年 10 月 17 日

社会福祉法人による生活困窮者支援の取り組みについて

全国社会福祉施設経営者協議会

社会福祉法人は、「社会・地域における福祉の発展・充実」をその使命としている。

私たちの先達たちは、社会福祉法人制度創設以前から、制度にはよらず私財を投じながら目の前にいる困った人びとに救いの手を差し伸べてきた。その積み重ねが制度となり、今日の社会福祉制度の礎となったことに今あらためて思いを寄せ、いま一度、その原点に立ち還るべきと考えている。

全国社会福祉施設経営者協議会は、その会員法人において社会福祉事業の実施のみならず、生活困窮者をはじめ地域のなかで福祉的支援を必要とする方がたへの支援をも社会福祉法人が担うべき事業として位置づけ取り組んでいく。

については、生活支援戦略が実効ある施策として具体化され、より広く普及・定着していくため、以下の諸点について配慮いただきたい。

- 行政との協働のもと、既存の機関や組織・団体の機能拡充・強化による活用を含め、総合的な相談支援センターを設置することが必要である。

その際、社会福祉施設を運営する社会福祉法人は、例えば地域包括支援センターを中心にした地域の見守り支援の取り組みや、地域での福祉相談会から把握した支援を必要とする者を必要な機関・支援につなげるなどの実績からも積極的にセンターの役割を担うべきものとする。
- 「就労支援の強化」にあたって本会では、社会福祉法人に寄せられている期待を真摯に受け止め、生活困窮者の日常生活の自立から社会的・中間的就労そして一般就労に向けた取り組みを一層促進していく。

具体的な仕組みづくりにあたっては、以下の点に配慮していただきたい。

 - ・ 対象者と法人や施設が行う事業との適切かつ円滑なマッチング機能の確保（公の関与）
 - ・ 全国的な取り組み促進を図る観点から公的支援が検討される施策と、実施主体の自主的事業と位置づけるものとの関係の整理
 - ・ 対象者の利益を保護するため、最低賃金適用の有無や、非雇用とした場合の適切な契約関係確保といった最低限度のルール化が考えられるが、これらを除き事業の形式や実施形態等についてはできるだけ事業の実施主体が創意工夫をもって取り組みやすいものとする
- 「貧困の連鎖」防止のため、生活保護受給家庭等のこどもや生活困窮、孤立状態にある又はそのおそれのある若者に対する居場所づくり、学習支援、社会参加支援に社会福祉法人がこれまでの経験とノウハウを活かして積極的に取り組んでいくべきと考える。

- 生活支援戦略における各分野の支援事業の推進にあたっては、社会福祉法人をはじめとする既存の組織・団体が主体的に役割を果たしていくことを可能とする基盤・環境整備が必要である。このため、救護施設や就労移行支援、就労継続支援等の既存制度との整理を行うとともに、生活支援戦略の取り組みが促進されるよう、例えば、社会福祉法人・福祉施設に対する指導監査や定款準則の扱い、資金使途制限の見直し等を図っていただきたい。